

議案第三十九号

港区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

港区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成四年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「、」に改め、「第三十条」の下に「及び港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第 号）第二十六条」を加える。

第八条中「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等に記録されるもの又は記録されたもの」を「港区個人情報保護条例第二条第一号に規定する個人情報」に改める。

付 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

(説 明)

港区個人番号の利用並びに特定個人情報保護及び提供に関する条例を制定することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。